

産業廃棄物許可証一覧表(収集運搬、処分業)(橙色:優良産廃処理業者認定)

令和2年1月22日現在

官公庁名	許可番号	許可内容	許可年月	許可期限	備考
仙台市	05410000284	産業廃棄物収集運搬業	平成29年9月1日	平成36年8月31日 (令和6年8月31日)	優良認定
宮城県	00400000284	産業廃棄物収集運搬業	平成29年9月1日	平成36年8月31日 (令和6年8月31日)	優良認定
福島県	第00707000284	産業廃棄物収集運搬業	平成25年7月30日	平成32年7月29日 (令和2年7月29日)	優良認定
山形県	第0609000284	産業廃棄物収集運搬業	平成26年6月27日	平成33年6月26日 (令和3年6月26日)	優良認定
岩手県	00300000284	産業廃棄物収集運搬業	平成26年4月25日	平成33年4月24日 (令和3年4月24日)	優良認定
秋田県	00501000284	産業廃棄物収集運搬業	平成26年7月8日	平成33年7月2日 (令和3年7月2日)	優良認定
青森県	00201000284	産業廃棄物収集運搬業	平成29年1月26日	平成36年1月11日 (令和6年1月11日)	優良認定
東京都	第13-00-000284	産業廃棄物収集運搬業	平成28年2月15日	平成35年2月14日 (令和5年2月14日)	優良認定
埼玉県	01101000284	産業廃棄物収集運搬業	平成30年4月10日	平成37年3月7日 (令和7年3月7日)	優良認定
神奈川県	01405000284	産業廃棄物収集運搬業	平成28年4月5日	平成35年4月4日 (令和5年4月4日)	優良認定
群馬県	01000000284	産業廃棄物収集運搬業	平成30年3月15日	平成37年3月14日 (令和7年3月14日)	優良認定
栃木県	00900000284	産業廃棄物収集運搬業	平成28年4月28日	平成35年4月17日 (令和5年4月17日)	優良認定
茨城県	00801000284	産業廃棄物収集運搬業	平成25年9月20日	平成32年9月8日 (令和2年9月8日)	優良認定
仙台市	05420000284	産業廃棄物処分業	平成27年12月5日	平成34年12月4日 (令和4年12月4日)	優良認定
宮城県	00420000284	産業廃棄物処分業	平成29年9月20日	平成36年9月19日 (令和6年9月19日)	優良認定

特別管理産業廃棄物許可証一覧表(収集運搬、処分業)(橙色:優良産廃処理業者認定制度)

令和2年1月22日現在

官公庁名	許可番号	許可内容	許可年月	許可期限	備考
仙台市	05460000284	特別管理産業廃棄物収集運搬業	平成25年7月1日	平成32年6月30日 (令和2年6月30日)	優良認定
宮城県	00450000284	特別管理産業廃棄物収集運搬業	平成25年7月1日	平成32年6月30日 (令和2年6月30日)	優良認定
福島県	第00757000284	特別管理産業廃棄物収集運搬業	平成27年12月21日	平成34年12月20日 (令和4年12月20日)	優良認定
山形県	第0659000284	特別管理産業廃棄物収集運搬業	平成27年6月21日	平成34年6月20日 (令和4年6月20日)	優良認定
岩手県	00350000284	特別管理産業廃棄物収集運搬業	平成25年7月1日	平成32年6月30日 (令和2年6月30日)	優良認定
秋田県	00551000284	特別管理産業廃棄物収集運搬業	平成26年7月8日	平成33年7月2日 (令和3年7月2日)	優良認定
青森県	00251000284	特別管理産業廃棄物収集運搬業	平成29年1月26日	平成36年1月11日 (令和6年1月11日)	優良認定
埼玉県	01151000284	特別管理産業廃棄物収集運搬業	平成26年12月15日	平成33年10月26日 (令和3年10月26日)	優良認定
神奈川県	01455000284	特別管理産業廃棄物収集運搬業	平成25年7月31日	平成32年6月30日 (令和2年6月30日)	優良認定
群馬県	01050000284	特別管理産業廃棄物収集運搬業	平成26年3月23日	平成33年3月22日 (令和3年3月22日)	優良認定
栃木県	00950000284	特別管理産業廃棄物収集運搬業	平成25年9月20日	平成32年8月24日 (令和2年8月24日)	優良認定
仙台市	05470000284	特別管理産業廃棄物処分業	平成25年6月29日	平成32年6月28日 (令和2年6月28日)	優良認定
宮城県	00470000284	特別管理産業廃棄物処分業	平成29年9月20日	平成36年9月19日 (令和6年9月19日)	優良認定

No	産業廃棄物収集運搬業			許可品目																			項					
	都道府県 政令市	許可番号	許可年月日 及び 有効期限	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	繊維くず	動植物性残渣	ゴムくず	ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	鋳さい	がれき類	ばいじん	動物系固形不要物	動物の糞尿	動物の死体		13号廃棄物	(自動車等破砕物)	(石綿含有産業廃棄物)	(水銀使用製品産業廃棄物)	(水銀含有ばいじん等)
①	仙台市	05410000284	平成29年9月1日 平成36年8月31日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				(●)	(●)	(●)	(●)	17
②	宮城県	00400000284	平成29年9月1日 平成36年8月31日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				(●)	(●)	(●)	(●)	17
③	福島県	第00707000284	平成25年7月30日 平成32年7月29日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				(●)	(●)			17
④	山形県	第0609000284	平成26年6月27日 平成33年6月26日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					(●)	(●)	(●)	17
⑤	岩手県	00300000284	平成26年4月25日 平成33年4月24日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				(●)	(●)			17
⑥	秋田県	00501000284	平成26年7月8日 平成33年7月2日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				(●)	(●)			17
⑦	青森県	00201000284	平成29年1月26日 平成36年1月11日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				(●)	(●)			17
⑧	東京都	第13-00-000284	平成28年2月15日 平成35年2月14日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					(●)			17
⑨	埼玉県	01101000284	平成30年4月10日 平成37年3月7日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●								14
⑩	神奈川県	01405000284	平成28年4月5日 平成35年4月4日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					(●)	(●)	(●)	17
⑪	群馬県	01000000284	平成30年3月15日 平成37年3月14日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					(●)	(●)	(●)	17
⑫	栃木県	00900000284	平成28年4月18日 平成35年4月17日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●					(●)			17
⑬	茨城県	00801000284	平成25年9月20日 平成32年9月8日	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				(●)	(●)			17

No	産業廃棄物処分量			施設内容	許可品目																	項				
	都道府県 政令市	許可番号	許可年月日 及び 有効期限		燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	廃プラスチック類	紙くず	木くず	金属くず	繊維くず	動植物性残渣	ゴムくず	ガラスくず、コンクリートくずおよび陶磁器くず	鉱さい	がれき類	ばいじん	動物系固形不要物		動物の糞尿	動物の死体	13号廃棄物	
①	仙台市	05420000284	平成27年12月5日 平成34年12月4日	焼却	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●				●	●			15		
				脱水(有機)		●																				1
				脱水(無機)		●																				1
				天日乾燥		●																				1
				分解精製			●																			1
				中和				●	●																	2
				破碎								●		●	●	●		●	●							6
				破碎・圧縮 固化								●	●	●												3
				破碎・乾燥															●							1
②	宮城県	00420000284	平成29年9月20日 平成36年9月19日	造粒固化		●																	1			
				混練		●					●							●		●					5	

No	特別管理産業廃棄物収集運搬業			許可品目															
	都道府県 政令市	許可番号	許可年月日 及び 有効期限	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉍さい	ばいじん	燃え殻	汚泥	指定 下水道 汚泥	処理物	感染性産業廃棄物	廃PCB等	PCB 汚染物等	PCB 処理物等	廃石綿等	廃水銀等	項目
①	仙台市	05460000284	平成25年7月1日 平成32年6月30日	●	●	●	●	●	●	●			●				●		9
②	宮城県	00450000284	平成25年7月1日 平成32年6月30日	●	●	●	●	●	●	●			●				●		9
③	福島県	第00757000284	平成27年12月21日 平成34年12月20日	●	●	●	●	●	●	●			●				●		9
④	山形県	第0659000284	平成27年6月21日 平成34年6月20日	●	●	●	●	●	●	●			●				●		9
⑤	岩手県	00350000284	平成25年7月1日 平成32年6月30日	●	●	●	●	●	●	●			●				●		9
⑥	秋田県	00551000284	平成26年7月8日 平成33年7月2日	●	●	●	●	●	●	●			●				●		9
⑦	青森県	00251000284	平成29年1月26日 平成36年1月11日	●	●	●	●	●	●	●			●				●		9
⑧	埼玉県	01151000284	平成26年12月15日 平成33年10月26日	●	●	●													3
⑨	神奈川県	01455000284	平成25年7月31日 平成32年6月30日	●	●	●				●									4
⑩	群馬県	01050000284	平成26年3月23日 平成33年3月22日	●	●	●	●	●	●	●							●		8
⑪	栃木県	00950000284	平成25年9月20日 平成32年8月24日	●	●	●	●	●	●	●							●		8

許可番号 05410000284

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 仙台市若林区御町東五丁目3番28号

氏名 鈴木工業株式会社

代表取締役 鈴木 伸彌



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

仙台市長 郡 和子



許可の年月日 平成 29年 9月 1日

許可の有効年月日 平成 36年 8月 31日

1. 事業の範囲

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類、ばいじん、動物系固形不要物（以上、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

積替え又は保管を行う。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積みあげることができる高さ

積替え保管施設

所在地 仙台市宮城野区仙台港北二丁目14番地の3

面積 5,105㎡、うち保管面積63㎡

種類 汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、動植物性残さ、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、鉋さい、がれき類（以上、自動車等破砕物、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。）

保管上限 汚泥、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず 各 22.5㎡

廃油、廃プラスチック類 各 11.5㎡

廃酸、廃アルカリ、動植物性残さ 11.0㎡

金属くず 1.5㎡

鉋さい、がれき類 2.5㎡

積み上げることできる高さ

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印

(裏面に続く)

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

昭和 63年 10月 12日	新規許可 (宮城県)
平成 22年 9月 1日	更新許可 (宮城県)
平成 25年 7月 1日	許可権者の変更 (積替え保管施設について多賀城市との境界変更に伴う許可事務移管によるもの)
平成 25年 7月 11日	優良確認
平成 26年 4月 1日	代表者変更による書換え
平成 26年 11月 17日	積替え保管施設住居表示変更による書換え
平成 29年 9月 1日	更新許可
平成 29年 11月 9日	変更届 (水銀含有産業廃棄物に係る明示) に伴う書換え

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印

産業廃棄物収集運搬業許可証

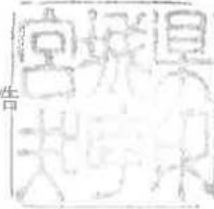
住 所 宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号
 氏 名 鈴木工業株式会社
 代表取締役 鈴木 伸彌

法人にあつては、名称及び代表者の氏名



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



許可の年月日 平成29年 9月 1日
 許可の有効年月日 平成36年 8月 31日

- 1 事業の範囲（積替え又は保管行為を除く。）
 燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、鋳さい、がれき類、ばいじん 以上17種類
 （これらのうち石綿含有産業廃棄物を含む。水銀使用製品産業廃棄物を含む。水銀含有ばいじん等を含む。廃プラスチック類、金属くず並びにガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずは、自動車等破砕物を含む。以下余白）
- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件
なし

- 4 許可の更新又は変更の状況
 昭和63年10月12日許可
 平成2年9月13日変更許可
 平成7年9月1日更新許可
 平成9年9月17日変更許可
 平成12年9月1日更新許可
 平成15年7月22日変更許可
 平成17年1月4日変更許可
 平成17年9月1日更新許可
 平成22年9月1日更新許可
 平成25年7月11日優良基準適合確認
 平成29年9月1日更新許可
 平成30年1月26日変更届（「水銀使用製品産業廃棄物」及び「水銀含有ばいじん等」の記載の追加に伴い許可証書換え）

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印

5 積替え許可の有無 有 ・ 無
 市名 仙台市 許可番号 第05410000284号

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 存 ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 第00707000284号

産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号
氏名 鈴木工業 株式会社
代表取締役 鈴木 伸彌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 佐藤 雄平



許可の年月日
許可の有効年月日

平成25年7月30日
平成32年7月29日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬 (積替え及び保管行為を含まない。)

(2) 産業廃棄物の種類

- ①燃え殻②汚泥③廃油④廃酸⑤廃アルカリ⑥廃プラスチック類⑦紙くず⑧木くず⑨繊維くず
 - ⑩動植物性残さ⑪動物系固形不要物⑫ゴムくず⑬金属くず⑭ガラスくず、コンクリートくず
(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず⑮鉱さい
 - ⑯がれき類⑰ばいじん
(これらのうち石綿含有産業廃棄物及び自動車等破砕物を含み、特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
- 以上17種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日	昭和62年7月30日
更新許可年月日	平成5年7月30日
更新許可年月日	平成10年7月30日
更新許可年月日	平成15年7月30日
変更許可年月日	平成19年6月18日 (燃え殻、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず及び金属くずを追加)
更新許可年月日	平成20年7月30日
更新許可(優良認定)年月日	平成25年7月30日
変更許可年月日	平成25年7月30日 (動物系固形不要物、鉱さい、がれき類、ばいじん、石綿含有産業廃棄物及び自動車等破砕物を追加)
変更届出年月日	平成26年3月17日 (事業者の変更)

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

有・無

産業廃棄物収集運搬業許可証

宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号
鈴木工業株式会社
代表取締役 鈴木伸彌

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

山形県知事 吉村 美栄子



許可の年月日 平成 26 年 6 月 27 日

許可の有効年月日 平成 33 年 6 月 26 日

1 事業の範囲

種類	取扱	特記事項	種類	取扱	特記事項
燃え殻	○		金属くず	○	
汚泥	○		ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	○	
廃油	○		鋳さい	○	
廃酸	○		がれき類	○	
廃アルカリ	○		動物のふん尿	×	
廃プラスチック類	○		動物の死体	×	
紙くず	○		ばいじん	○	
木くず	○		政令第2条第13号に規定する産業廃棄物	×	
繊維くず	○		自動車等破砕物	×	
動植物性残さ	○		石綿含有産業廃棄物	○	
動物系固形不要物	○		水銀使用製品産業廃棄物	○	
ゴムくず	○		水銀含有ばいじん等	○	

これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。

【備考】 表中の「○」は取扱うことができるもの、「◎」は積替え及び保管を行うことができるもの、「×」は取扱うことができないものを示す。

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成4年9月28日 許可
平成9年9月28日 許可の更新
平成14年9月28日 許可の更新
平成19年2月20日 事業範囲の変更許可
平成19年9月28日 許可の更新
平成23年3月25日 事業範囲の変更許可
平成24年9月28日 許可の更新
平成26年6月27日 許可の更新及び優良認定
平成30年3月6日 許可証書換え（水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等の明示）

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印

5 積替え許可の有無 存 ・ (無) 許可番号

6 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 存 ・ (無)

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

(1枚のうち1)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号
氏名 鈴木工業株式会社 代表取締役 鈴木 伸彌



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 達 増 拓 也



許可の年月日 平成26年 4月25日

許可の有効年月日 平成33年 4月24日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う産業廃棄物（石綿含有産業廃棄物及び自動車等破砕物であるものを含む。また、特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・動物系固形不要物
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず
- ・鉱さい
- ・がれき類
- ・ばいじん

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 4年11月25日 当初許可

平成 9年11月25日 更新許可

平成14年11月25日 更新許可

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印

(以下、裏面記載)

平成15年10月20日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くずを追加したこと。）
平成19年10月24日 事業範囲の変更許可（産業廃棄物の種類に燃え殻、ばいじんを追加したこと。）
平成19年11月25日 更新許可
平成24年10月23日 事業範囲の変更許可
（1）産業廃棄物の種類に鋳さい、がれき類、動物系固形不要物を追加したこと。
（2）産業廃棄物の種類について、石綿含有産業廃棄物を含む旨追記したこと。
（3）産業廃棄物の種類について、「自動車等破砕物を除く。」とする限定を解除したこと。
平成24年11月25日 更新許可
平成26年 3月27日 変更届出書受理（代表者を鈴木昇から変更したこと。）
平成26年 4月25日 更新許可（優良認定）
以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無
以下余白

5. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 宮城県仙台市若林区鉾町東五丁目3番28号

氏名 鈴木工業株式会社

代表取締役 鈴木 伸彌



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日 平成26年7月8日

許可の有効年月日 平成33年7月2日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（「石綿含有産業廃棄物を含む」場合はその旨を記載する）

- ア 燃え殻、イ 汚泥、ウ 廃油、エ 廃酸、オ 廃アルカリ、
- カ 廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む及び自動車等破砕物を含む）、キ 紙くず、
- ク 木くず、ケ 繊維くず、コ 動植物性残渣、サ ゴムくず、
- シ 金属くず（自動車等破砕物を含む）、
- ス ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む及び自動車等破砕物を含む）、セ 鋳さい、ソ がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む）、タ ばいじん、
- チ 動物系固形不要物 以上17品目（特別管理産業廃棄物であるものを除く。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年7月3日 新規許可

平成26年7月8日 更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 有・無

市名

許可番号

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当	印
-------------	---



許可番号 00201000284

産業廃棄物収集運搬業許可証

宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号
鈴木工業株式会社
代表取締役 鈴木 伸彌



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 三村 申吾



許可の年月日 平成29年1月26日
許可の有効年月日 平成36年1月11日

1. 事業の範囲

積替え又は保管の有無
無し

取り扱う産業廃棄物の種類

燃え殻 汚泥 廃油 廃酸 廃アルカリ 廃プラスチック類 紙くず 木くず 繊維くず 動植物性残さ 動物系固形不要物 ゴムくず 金属くず ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず 鋳さい がれき類 ばいじん（これらのうち、特別管理産業廃棄物であるものを除き、自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物であるものを含む。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当無し

3. 許可の条件

無し

4. 許可の更新又は変更の状況

平成24年1月12日 新規許可
平成26年3月25日 書換え
平成29年1月26日 更新許可及び優良認定

5. 積替え許可の有無

無
市名 - 許可番号 -

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

無

(以下余白)

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

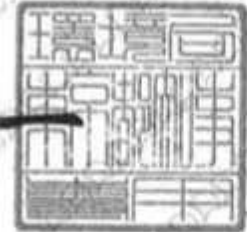
氏名 鈴木工業株式会社
代表取締役 鈴木 伸彌



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

外添 要一



許可の年月日 平成28年 2月15日

許可の有効年月日 平成35年 2月14日

1 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬 (積替え保管を除く)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん
(石綿含有産業廃棄物を含む)

(以上17種類)

2 積替え保管施設

3 許可の条件

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

4 許可の更新・変更の状況

平成 3年 2月 15日 新規許可
平成 28年 2月 15日 更新許可 第 5 回

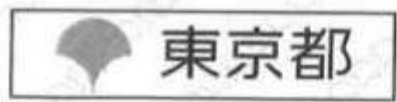
5 積替え許可の有無 無

6 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印 (以下余白)



産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 宮城県仙台市若林区御町東五丁目3番28号

氏名 鈴木工業 株式会社
代表取締役 鈴木 伸彌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成30年 4月10日

許可の有効年月日 平成37年 3月 7日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）

(2) 取り扱える産業廃棄物の種類

- 燃え殻
- 汚泥(#1)(#2)
- 廃油
- 廃酸(#2)
- 廃アルカリ(#2)
- 廃プラスチック類(#1)
- 紙くず
- 木くず
- 繊維くず
- 動植物性残さ
- ゴムくず
- 金属くず(#1)
- ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(#1)
- がれき類
- 以上14種類

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当

印

- ※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
- ※ 産業廃棄物の種類に(#1)表示のある場合は水銀使用製品産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。
- ※ 産業廃棄物の種類に(#2)表示のある場合は水銀含有ばいじん等を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ該当なし

3. 許可の条件
特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可(届出)年月日	指令番号	変更内容
平成3年 3月 8日	指令中環第8-161号	新規許可
平成23年 3月 8日	指令産廃第8-126号	変更許可（9種類の追加）
平成26年 3月20日	-	変更届（代表者）
平成26年12月15日	指令産廃第17-3号	優良確認
平成30年 4月10日	指令産廃第9-1388号	更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 無

※ 県内の政令市における許可の有無を記載

6. 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 無

(以下余白)

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏名 鈴木工業株式会社

（法人にあつては
名称及び代表者
の氏名） 代表取締役 鈴木 伸彌



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事

黒岩 祐 治



許可の年月日	平成 28年 4月 5日
	(初回許可年月日 平成 3年 4月 5日)
許可の有効年月日	平成 35年 4月 4日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集運搬（積替・保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず・陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）、鉱さい、がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）、ばいじん

※ 取扱う産業廃棄物は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

※ 「石綿含有産業廃棄物を含む。」の記載のない種類については、石綿含有産業廃棄物を収集・運搬できない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新及び変更の状況

平成28年 4月 5日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載。

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏 名 鈴木工業株式会社

代表取締役 鈴木伸彌



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事 大澤 正明



許可の年月日 平成 30年 3月 15日

許可の有効期限 平成 37年 3月 14日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬

(2) 産業廃棄物の種類（積替え 保管を除く）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭鉱さい、⑮がれき類、⑯ばいじん、⑰動物系固形不要物（以上17種類）

※①については、水銀含有ばいじん等を含む。

※②については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※③については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※④については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※⑤については、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を含む。

※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑫については、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑬については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物を含む。

※⑭については、水銀含有ばいじん等を含む。

※⑮については、石綿含有産業廃棄物を含む。

※⑯については、水銀含有ばいじん等を含む。

2 許可の条件

なし

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印

3 許可の更新、変更の状況

平成 3年 3月 15日	新規許可
平成 8年 3月 15日	更新許可
平成 13年 3月 15日	更新許可
平成 18年 3月 15日	更新許可
平成 23年 3月 15日	更新許可
平成 23年 4月 1日	変更許可
平成 30年 3月 15日	更新許可

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第9条の2第6項の規定による許可証の提出の有無 有・無

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印

許可番号 00900000284

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏名 鈴木工業株式会社
代表取締役 鈴木 伸彌



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事 福田 富一



許可の年月日 平成28年 4月18日

許可の有効年月日 平成35年 4月17日

1. 事業の範囲

(1) 営業の種別

収集・運搬(積替えを除く。)

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類(当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合はその旨)

① 積替えを除くもの。

- ・燃え殻
- ・汚泥
- ・廃油
- ・廃酸
- ・廃アルカリ
- ・廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む)
- ・紙くず
- ・木くず
- ・繊維くず
- ・動植物性残さ
- ・動物系固形不要物
- ・ゴムくず
- ・金属くず
- ・ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず(石綿含有産業廃棄物を含む)
- ・鋳さい
- ・がれき類(石綿含有産業廃棄物を含む)
- ・ばいじん



※ 産業廃棄物の種類は、特別管理産業廃棄物であるものを除く。

※ 石綿含有産業廃棄物を含む旨の表示は平成28年10月1日(平成30年10月1日)以降のものからとする。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び積替又は保管を行う産業廃棄物の種類

なし

3. 許可の条件

なし

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可 平成 3年 4月18日
 更新許可 平成 8年 4月18日
 更新許可 平成13年 4月18日
 更新許可 平成18年 4月18日
 更新許可 平成23年 4月18日
 変更許可 平成23年 4月22日
 変更届 平成26年 3月19日
 更新許可 平成28年 4月18日

取り扱う産業廃棄物種類の追加
 代表者の変更による届出
 優良認定

5. 積替え許可の有無 有 無

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有 無

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印

許可番号 00801000284

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏名 鈴木工業株式会社

代表取締役 鈴木 伸彌

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)



廃棄物の処理及び清掃に関する法律 ~~第14条第1項~~ 第14条の2第1項の許可を受けた者であることを証する。

茨城県知事 橋本 昌



許可の年月日

平成25年9月20日

許可の有効年月日

平成32年9月8日

1. 事業の範囲 (取り扱う産業廃棄物の種類及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。)

積替え保管を除く：燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類 (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含む。)、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物、ゴムくず、金属くず (自動車等破砕物を含む。)、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず (自動車等破砕物及び石綿含有産業廃棄物を含む。)、鋳さい、がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む。)、ばいじん 以上17種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当なし。

3. 許可の条件
特になし。

4. 許可の更新又は変更の状況

許可 (届出) 年月日	変更内容	許可 (届出) 年月日	変更内容
平成20年9月9日	新規許可		
平成25年9月20日	更新許可 (優良認定)		
平成25年9月20日	変更許可 (品目の追加)		
平成26年3月19日	変更届 (代表者の変更)		
	以下余白		

5. 積替え許可の有無 ~~有~~ 無

(積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号に記載する。)

市名

許可番号

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の有無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

許可番号 05460000284

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏名 鈴木工業株式会社

代表取締役 鈴木 伸彌

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

仙 台 市 長 奥 山 恵 美 子



許可の年月日 平成 25年 7月 1日

許可の有効年月日 平成 32年 6月 30日

1. 事業の範囲

燃え殻 (ホウシウ又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、グアイキシン類及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを含むことのみにより有害なものに限る。)

汚泥 (水銀又はその化合物、ホウシウ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、グアイキシン類及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃油 (揮発油類、灯油類及び軽油類並びにトリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼン及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃酸 (水素イオン濃度指数2.0以下のもの並びに水銀又はその化合物、ホウシウ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、グアイキシン類及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを含むことのみにより有害なものに限る。)

廃アルカリ (水素イオン濃度指数12.5以上のもの並びに水銀又はその化合物、ホウシウ又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロエチレン、テトラクロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、グアイキシン類及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを含むことのみにより有害なものに限る。)

(裏面に続く)

許可証写し

朱印無きものは無効

平成 25年 7月 1日

鈴木工業株式会社 担当 印

鉛さい (水銀又はその化合物、 Cd 又はその化合物、鉛又はその化合物、六価 Cr 化合物、砒素又はその化合物、 Se 又はその化合物及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを含むことのみにより有害なものに限る。)
ばいじん (水銀又はその化合物、 Cd 又はその化合物、鉛又はその化合物、六価 Cr 化合物、砒素又はその化合物、 Se 又はその化合物、 D イキソ類及びこれらの廃棄物を処分するために処理したものを含むことのみにより有害なものに限る。)

感染性産業廃棄物
廃石綿等

積替え又は保管は行う。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積みあげることができる高さ

積替え保管施設

所在地	仙台市宮城野区仙台港北二丁目14番地の3		
面積	5,105 m^2 、うち保管面積21 m^2		
種類	汚泥、廃酸、廃 Al 剤		
保管上限	汚泥、廃 Al 剤	各	9.0 m^3
	廃酸		18.0 m^3
積み上げることのできる高さ	2.0m		

3. 許可の条件

4. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 7月 1日	新規許可 (宮城県)
平成 25年 7月 1日	更新許可 (宮城県)
平成 25年 7月 1日	許可権者の変更 (積替え保管施設について多賀城市との境界変更に伴う許可事務移管によるもの)
平成 25年 7月 1日	優良認定
平成 26年 4月 1日	代表者変更による書換え
平成 26年 11月 17日	積替え保管施設住居表示変更による書換え

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

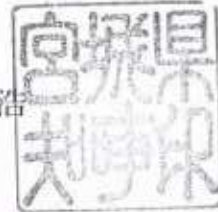
住 所 宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号
 氏 名 鈴木工業株式会社
 代表取締役 鈴木 伸彌

〔法人にあっては、名称及び代表者の氏名〕



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



許可の年月日 平成25年 7 月 1 日
 許可の有効年月日 平成32年 6 月 30 日

- 1 事業の範囲
別表のとおり。
- 2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

- 3 許可の条件
感染性産業廃棄物については、収集した当日に処理施設に搬入すること。(以下余白)
- 4 許可の更新又は変更の状況
 平成5年7月1日許可
 平成8年3月19日変更許可
 平成10年7月1日更新許可
 平成15年7月1日更新許可
 平成15年7月1日変更許可(「廃酸(シマジン並びにセレン又はその化合物)」、「廃アルカリ(シマジン並びにセレン又はその化合物)」、「鉍さい(セレン若しくはその化合物及びダイオキシン類)」、「燃え殻(カドミウム若しくはその化合物、鉛若しくはその化合物、砒素若しくはその化合物、六価クロム化合物、セレン若しくはその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）」、「汚泥(シマジン、セレン若しくはその化合物及びダイオキシン類)」の追加)
 平成19年6月15日変更許可(「汚泥」、「廃酸」、「廃アルカリ」について積替え又は保管行為の追加及び「廃酸(ダイオキシン類)」、「廃アルカリ(ダイオキシン類)」の追加)
 平成20年7月1日更新許可
 平成21年3月4日保管場所・保管上限の変更許可
 平成25年7月1日市境変更に伴う積替え又は保管場所の変更許可
 平成25年7月1日更新許可
 平成26年4月2日法人代表者変更に伴い許可証書換え

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印

5 積替え許可の有無 有 ・ 無
市名 仙台市 許可番号 05460000284

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 ・ 無

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

(2/3)

宮城

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印

別表

根拠法令	特別管理産業廃棄物								取扱
令2の4第1号	廃油(産業廃棄物である揮発油類, 灯油類及び軽油類)								○
令2の4第2号	廃酸(水素イオン濃度指数(pH) 2, 0以下のもの)								○
令2の4第3号	廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH) 12, 5以上のもの)								○
令2の4第4号	感染性産業廃棄物								○
令2の4第5号	特定有害産業廃棄物								
	イ	廃ポリ塩化ビフェニル(PCB)等							×
	ロ	ポリ塩化ビフェニル(PCB)汚染物							×
	ハ	ポリ塩化ビフェニル(PCB)処理物							×
	ニ	指定下水汚泥							×
	ヘ	廃石綿等							○
令2の4 第5号	ホ ・ ト ・ ヌ	有害物質名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉍さい	ばいじん
		廃棄物名							
		水銀又はその化合物	—	○	—	○	○	○	○
		カドミウム又はその化合物	○	○	—	○	○	○	○
		鉛又はその化合物	○	○	—	○	○	○	○
		有機磷化合物	—	○	—	○	○	—	—
		六価クロム化合物	○	○	—	○	○	○	○
		砒素又はその化合物	○	○	—	○	○	○	○
		シアン化合物	—	○	—	○	○	—	—
		PCB	—	×	—	×	×	—	—
		トリクロロエチレン	—	○	○	○	○	—	—
		テトラクロロエチレン	—	○	○	○	○	—	—
		ジクロロメタン	—	○	○	○	○	—	—
		四塩化炭素	—	○	○	○	○	—	—
		1, 2-ジクロロエタン	—	○	○	○	○	—	—
		1, 1-ジクロロエチレン	—	○	○	○	○	—	—
		シス-1, 2-ジクロロエチレン	—	○	○	○	○	—	—
		1, 1, 1-トリクロロエタン	—	○	○	○	○	—	—
		1, 1, 2-トリクロロエタン	—	○	○	○	○	—	—
		1, 3-ジクロロプロペン	—	○	○	○	○	—	—
		チウラム	—	○	—	○	○	—	—
		シマジン	—	○	—	○	○	—	—
		チオベンカルブ	—	○	—	○	○	—	—
		ベンゼン	—	○	○	○	○	—	—
セレン又はその化合物	○	○	—	○	○	○	○		
1, 4-ジオキサン	—	×	×	×	×	—	×		
ダイオキシン類	○	○	—	○	○	—	○		
令2の4第6号	ばいじん(輸入廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの)								×
令2の4第7号	ばいじん・燃え殻(輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の基準に適合しないもの)								×
令2の4第8号	汚泥(輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の基準に適合しないもの)								×
令2の4第9号	ばいじん(輸入廃棄物)								×
令2の4第10号	燃え殻(輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの)								×
令2の4第11号	汚泥(輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの)								×

※令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令

※○：取り扱うもの ◎：積替え又は保管行為を含むもの

許可証写し

朱印無きものは無効

年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印



許可番号 第00757000284号

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏名 鈴木工業株式会社
代表取締役 鈴木伸彌



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀 雅雄



許可の年月日
許可の有効年月日

平成27年12月21日
平成34年12月20日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

①燃え殻（特定有害産業廃棄物）②汚泥（特定有害産業廃棄物）③廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類又は特定有害産業廃棄物）④廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの又は特定有害産業廃棄物）⑤廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの又は特定有害産業廃棄物）⑥鉍さい（特定有害産業廃棄物）⑦ばいじん（特定有害産業廃棄物）⑧感染性産業廃棄物⑨廃石綿等
以上9種類

※特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目は裏面記載のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日 平成5年12月21日

更新許可年月日 平成10年12月21日

変更許可年月日 平成15年5月20日

更新許可年月日 平成15年12月21日

更新許可年月日 平成20年12月24日 (有効期間 平成20年12月21日～平成25年12月20日)

優良確認年月日 平成25年7月30日 (優良確認に伴い平成27年12月20日まで有効期間延長)

変更届出年月日 平成26年3月17日 (代表者の変更)

変更許可年月日 平成27年5月18日 (燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ及びばいじんの有

更新許可(優良認定)年月日 平成27年12月21日 (当該場所の積替えに於ける特別管理産業廃棄物及び廃石綿等の追加)

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の更新の有無 無

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 無 印

特定有害産業廃棄物に係る有害物質の項目

①燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物若しくはダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
以上6項目

②汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類若しくは1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
以上24項目

③廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼン若しくは1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
以上12項目

④廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類若しくは1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
以上24項目

⑤廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類若しくは1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
以上24項目

⑥鉍さい（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物若しくはセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
以上5項目

⑦ばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類若しくは1, 4-ジオキサンを含むことのみにより有害なものに限る。）
以上8項目

以上7種類

許可証写し

以下、余白
朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号
鈴木工業株式会社
代表取締役 鈴木伸彌



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

山形県知事 吉村 美栄子



許可の年月日 平成 27 年 6 月 21 日

許可の有効年月日 平成 34 年 6 月 20 日

1 事業の範囲

別表1のとおり

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

なし

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成10年6月21日	許可
平成15年6月21日	許可の更新
平成20年6月21日	許可の更新
平成23年3月25日	事業範囲の変更許可
平成25年3月25日	優良確認
平成27年6月8日	事業範囲の変更許可
平成27年6月21日	許可の更新、優良認定

5 積替え許可の有無 有 無

市名

許可番号

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 無

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 | 印

備考

市長が交付する許可証については、積替え許可の有無の記載は不要とすること。

(別表1)

番号	特別管理 産業廃棄物区分	取扱	注釈									
			枝番	a	b	c	d	e	f	g	h	
		有害物質名		燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん	指定 下水汚泥	
	令第1号	○	廃油（揮発油類、軽油類及び灯油類に該当するもの）									
	令第2号	○	廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの）									
	令第3号	○	廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの）									
	令第4号	○	感染性廃棄物									
イ	令第5号イ		（廃PCB等）									
ロ	令第5号ロ		（PCB汚染物）									
ハ	令第5号ハ		（PCB処理物）									
ヘ	令第5号ヘ	○	（廃石綿等）									
5	令第5号ニ、ホ及びト～ヌ		枝番	a	b	c	d	e	f	g	h	
			枝番	有害物質名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉱さい	ばいじん	指定 下水汚泥
			1	アルキル水銀化合物		○		○	○		○	
			2	水銀又はその化合物		○		○	○		○	
			3	カドミウム又はその化合物	○	○		○	○	○	○	
			4	鉛又はその化合物	○	○		○	○	○	○	
			5	有機燐化合物		○		○	○			
			6	六価クロム化合物	○	○		○	○	○	○	
			7	砒素又はその化合物	○	○		○	○	○	○	
			8	シアン化合物		○		○	○			
			9	PCB								
			10	トリクロロエチレン		○	○	○	○			
			11	テトラクロロエチレン		○	○	○	○			
			12	ジクロロメタン		○	○	○	○			
			13	四塩化炭素		○	○	○	○			
			14	1, 2-ジクロロエタン		○	○	○	○			
			15	1, 1-ジクロロエチレン		○	○	○	○			
			16	シス-1, 2-ジクロロエチレン		○	○	○	○			
			17	1, 1, 1-トリクロロエタン		○	○	○	○			
			18	1, 1, 2-トリクロロエタン		○	○	○	○			
			19	1, 3-ジクロロプロペン		○	○	○	○			
			20	チウラム		○		○	○			
			21	シマジン		○		○	○			
			22	チオベンカルブ		○		○	○			
			23	ベンゼン		○	○	○	○			
			24	セレン又はその化合物	○	○		○	○	○	○	
			25	1,4-ジオキサン		○	○	○	○		○	
			26	ダイオキシン類	○	○		○	○		○	
			27									
			28									
			29									
			30									
6	令第6号		法第2条第4項第2号廃棄物の焼却施設集塵施設で集められたばいじん									
7	令第7号		ダイオキシン類を基準以下にばいじんは燃え殻及びこれら二つを合わせたもの									
8	令第8号		ダイオキシン類を基準以下に汚泥及びこれら二つを合わせたもの									
9	令第9号		ばいじん（集塵施設で集めた法第2条第4項第2号廃棄物に限る）									
10			朱印無きものは無効 年 月 日									
11			鈴木工業株式会社 担当 印									

【注1】「令第1号」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2号に規定する。【注2】表中の「○」は、取り扱うことができるもの、「◎」は積替え、保管を行うことができるもの、「□」は取り扱うことができないものを示す。

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



住所 宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏名 鈴木工業株式会社 代表取締役 鈴木 伸彌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

岩手県知事 遠 増 拓 也



許可の年月日 平成25年 7月 1日

許可の有効年月日 平成32年 6月30日

1. 事業の範囲

(1) 産業廃棄物の種類

取扱う特別管理産業廃棄物

- ・廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
- ・廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る。）
- ・廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る。）
- ・感染性産業廃棄物
- ・銻さい（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃石綿等
- ・ばいじん（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物、ダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃酸（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）
- ・廃アルカリ（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、
(以下、裏面記載)

許可証写し
朱印無きものは無効
鈴木工業株式会社 担当 印

有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)

以下余白

(2) 積替え・保管を含むもの

無

以下余白

2. 許可の条件

排出事業者から委託を受けて収集する感染性産業廃棄物を保冷車等で運搬し、当該排出事業者が指示する特別管理産業廃棄物処分業者の処理施設へ、原則収集した日のうちに運搬すること。

以下余白

3. 許可の更新又は変更の状況

平成 5年	7月	1日	当初許可
平成10年	7月	1日	更新許可
平成15年	7月	1日	更新許可
平成15年	7月	23日	事業範囲の変更許可

- (1) 特別管理産業廃棄物の種類に燃え殻（カドミウムまたはその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。
- (2) 特別管理産業廃棄物の種類に廃油（ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、ベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。
- (3) 特別管理産業廃棄物の種類に廃酸（シアン化合物、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。
- (4) 特別管理産業廃棄物の種類に廃アルカリ（ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。
- (5) 特別管理産業廃棄物の種類に汚泥（ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。
- (6) 特別管理産業廃棄物の種類に水銀（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加した年月日
- (7) 特別管理産業廃棄物の種類にばいじん（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

許可証写し
朱印無きものは無効
鈴木工業株式会社 担当 印

(以下、2枚目記載)

平成15年12月19日 事業範囲の変更許可
(1) 特別管理産業廃棄物の種類に汚泥（ダイオキシン類を含むことにのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。
(2) 特別管理産業廃棄物の種類にばいじん（ダイオキシン類を含むことにのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

平成20年 7月 1日 更新許可
平成20年 7月16日 変更届出書受理
(1) 感染性産業廃棄物を削除したこと。
(2) 燃え殻（セレン又はその化合物を含むことにのみにより有害なものに限る。）を削除したこと。
(3) 廃酸（水銀又はその化合物を含むことにのみにより有害なものに限る。）を削除したこと。
(4) 廃アルカリ（水銀又はその化合物を含むことにのみにより有害なものに限る。）を削除したこと。
(5) 鉍さい（水銀又はその化合物を含むことにのみにより有害なものに限る。）を削除したこと。
(6) ばいじん（水銀又はその化合物を含むことにのみにより有害なものに限る。）を削除したこと。

平成25年 6月 3日 事業範囲の変更許可
(1) 特別管理産業廃棄物の種類に感染性産業廃棄物を追加したこと。
(2) 特別管理産業廃棄物の種類に廃石綿等を追加したこと。
(3) 特別管理産業廃棄物の種類に廃酸（水銀又はその化合物を含むことにのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。
(4) 特別管理産業廃棄物の種類に廃アルカリ（水銀又はその化合物を含むことにのみにより有害なものに限る。）を追加したこと。

平成25年 7月 1日 更新許可（優良認定）
平成26年 3月27日 変更届出書受理（代表者を鈴木昇から変更したこと。）
以下余白

4. 積替え許可（盛岡市の許可）の有無 無
以下余白

5. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無
以下余白

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

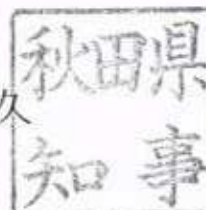
氏名 鈴木工業株式会社

代表取締役 鈴木 伸彌

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する

秋田県知事 佐竹 敬久



許可の年月日 平成26年7月8日

許可の有効年月日 平成33年7月2日

1. 事業の範囲

(1) 業の区分

収集・運搬（積替・保管を除く。）

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る）、

イ 廃酸（水素イオン濃度指数が2.0以下のものに限る）、

ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数が12.5以上のものに限る）、

エ 感染性産業廃棄物（汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック、ゴムくず、

金属くず及びガラス等に限る）、オ 特定有害産業廃棄物（廃石綿等、燃え殻、汚泥、廃油、

廃酸、廃アルカリ、鉍さい及びばいじんに限る。

含まれる有害物質については別記1のとおりとする。） 以上5品目

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成21年7月3日 新規許可

平成26年7月8日 更新許可（優良認定）

5. 積替え許可の有無 有・無

市名

許可番号

許可証写し

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当

印

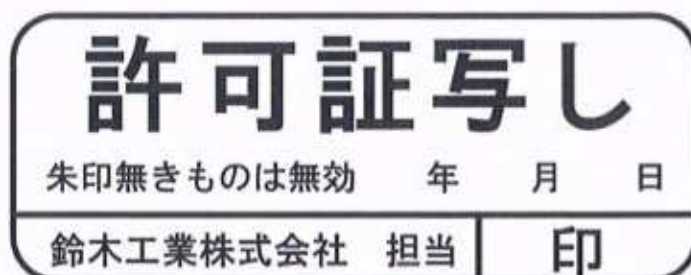
オ 特定有害産業廃棄物

廃石棉等

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

(○印：積替・保管を除く ●印：積替・保管を含む - 印：対象外)

有害物質	廃棄物名	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ	指定下水汚泥
アルキル水銀化合物		-	-			-	-	-	-
水銀又はその化合物		-	-			○	-	-	-
カドミウム又はその化合物		○	○	○		○	○	○	-
鉛又はその化合物		○	○	○		○	○	○	-
有機燐又はその化合物						○	○	○	-
六価クロム化合物		○	○	○		○	○	○	-
砒素又はその化合物		○	○	○		○	○	○	-
シアン化合物						○	○	○	-
PCB						-	-	-	-
トリクロロエチレン					○	○	○	○	-
テトラクロロエチレン					○	○	○	○	-
ジクロロメタン					○	○	○	○	-
四塩化炭素					○	○	○	○	-
1, 2-ジクロロエタン					○	○	○	○	-
1, 1-ジクロロエチレン					○	○	○	○	-
シス-1, 2-ジクロロエチレン					○	○	○	○	-
1, 1, 1-トリクロロエタン					○	○	○	○	-
1, 1, 2-トリクロロエタン					○	○	○	○	-
1, 3-ジクロロプロペン					○	○	○	○	-
チウラム						○	○	○	-
シマジン						○	○	○	-
チオベンカルブ						○	○	○	-
ベンゼン					○	○	○	○	-
セレン又はその化合物		○	○	○		○	○	○	-
ダイオキシン類			○	○		○	-	-	-
1, 4-ジオキサン			-		-	-	-	-	-



特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証



宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

鈴木工業株式会社

代表取締役 鈴木 伸彌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

青森県知事 三村 申吾



許可の年月日 平成29年1月26日

許可の有効年月日 平成36年1月11日

1. 事業の範囲

積替え又は保管の有無
無し

取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のもの）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のもの）

感染性産業廃棄物

鉱さい（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃石綿等

ばいじん（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

燃え殻（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃油（トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン又はベンゼンを含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン又はその化合物又はダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃酸（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃アルカリ（カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機燐化合物、六価クロム化合物、砒素又はその化合物、シアン化合物、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、1,3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン又はセレン又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。）

許可証写し

朱印無きものは無効

平成 29 年 1 月 26 日

鈴木工業株式会社 担当 | 印

(裏面に続く)

(裏面)

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
該当無し
3. 許可の条件
無し
4. 許可の更新又は変更の状況
平成 24 年 1 月 12 日 新規許可
平成 26 年 3 月 25 日 書換え
平成 29 年 1 月 26 日 更新許可及び優良認定
5. 積替え許可の有無 無し
市名 ー 許可番号 ー
6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 無し

(以下余白)

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

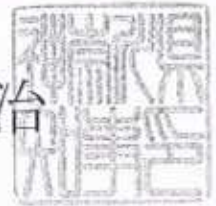
氏名 鈴木工業株式会社

（法人にあっては
名称及び代表者
の氏名） 代表取締役 鈴木 伸彌



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

神奈川県知事 黒岩 祐治



許可の年月日	平成 25年 7月 31日
	(初回許可年月日 平成 5年 7月 1日)
許可の有効年月日	平成 32年 6月 30日

1. 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集運搬（積替・保管を除く。）

(2) 特別管理産業廃棄物の種類

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、廃酸（pH2.0以下のものに限る。）、廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）

特定有害産業廃棄物

金属等を含む特定有害産業廃棄物（別表のとおり。）

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、特別管理産業廃棄物に係る積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新及び変更の状況

平成26年 3月20日 代表者名（変更前：鈴木 昇、変更後：鈴木 伸彌）

平成25年 7月31日 更新許可

5. 積替え許可の有無

無

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無

無

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当	印
-------------	---

備考

「5. 積替え許可の有無」には、政令市の許可を記載。

積替保管を含まないものの別表

産廃物の種類 金属等の名称	鉍 さい	ばい じん	燃 え 殻	廃 油	汚 泥	廃 酸	廃 アル カリ
水銀又はその化合物	-	-	/	/	○	○	○
カドミウム又はその化合物	-	-	/	/	○	○	○
鉛又はその化合物	-	-	/	/	○	○	○
有機燐化合物	/	/	/	/	○	○	○
六価クロム化合物	-	-	/	/	○	○	○
砒素又はその化合物	-	-	/	/	○	○	○
シアン化合物	/	/	/	/	○	○	○
ポリ塩化ビフェニル	/	/	/	/	-	-	-
トリクロロエチレン	/	/	/	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	/	/	/	○	○	○	○
ジクロロメタン	/	/	/	-	-	-	-
四塩化炭素	/	/	/	-	-	-	-
1・2-ジクロロエタン	/	/	/	-	-	-	-
1・1-ジクロロエチレン	/	/	/	-	-	-	-
シス-1・2-ジクロロエチレン	/	/	/	-	-	-	-
1・1・1-トリクロロエタン	/	/	/	-	-	-	-
1・1・2-トリクロロエタン	/	/	/	-	-	-	-
1・3-ジクロロプロペン	/	/	/	-	-	-	-
チウラム	/	/	/	-	-	-	-
シマジン	/	/	/	-	-	-	-
チオベンカルブ	/	/	/	-	-	-	-
ベンゼン	/	/	/	-	-	-	-
セレン又はその化合物	-	-	/	-	-	-	-
1・4-ジオキサン	/	-	/	-	-	-	-
ダイオキシン類	/	-	/	-	-	-	-

備考：「○」は、取り扱うことのできるものを、「-」は、取り扱うことのできないものを示す。

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号
 氏名 鈴木工業 株式会社
 代表取締役 鈴木 伸彌



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成26年12月15日
 許可の有効年月日 平成33年10月26日

1. 事業の範囲

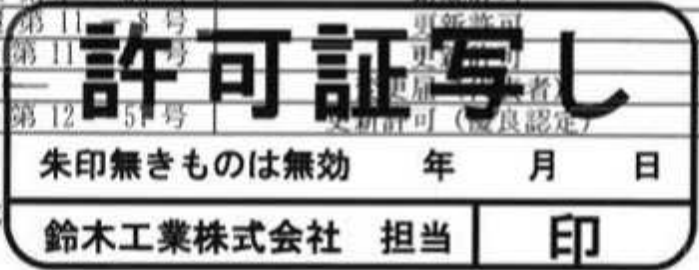
- (1) 事業の区分：収集運搬（積替え保管を除く。）
- (2) 取り扱える特別管理産業廃棄物の種類
 - 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）
 - 廃酸（pH2.0以下のものに限る。）
 - 廃アルカリ（pH12.5以上のものに限る。）
 以上3種類

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
 該当なし

3. 許可の条件
 特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	指令番号	変更内容
平成6年10月27日	指令中環第7-93号	新規許可
平成16年10月27日	指令中環第11-8号	更新許可
平成21年12月18日	指令中環第11-5号	更新許可
平成26年3月20日		更新許可（更新者）
平成26年12月15日	指令産廃第12-51号	更新許可（優良認定）



5. 積替え許可の有無 有・無
 ※ 県内の政令市における許可の有無を記載

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印

6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏 名 鈴木工業株式会社

代表取締役 鈴木伸彌

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十四条の四第一項の許可を受けた者であることを証する

群馬県知事 大澤 正明



許可の年月日 平成 26年 3月 23日

許可の有効期限 平成 33年 3月 22日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬

(2) 産業廃棄物の種類（積替え 保管を除く）

①廃油・揮発油等、②廃酸・腐食性、③廃アルカリ・腐食性、④特) 廃石綿等、⑤特) 燃え殻（含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）、⑥特) 汚泥（含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）、⑦特) 廃油（含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）、⑧特) 廃酸（含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）、⑨特) 廃アルカリ（含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）、⑩特) 鉍さい（含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）、⑪特) ばいじん（含まれる有害物質については許可証別紙1のとおりとする）

(以上11種類)

2 許可の条件

なし

3 許可の更新、変更の状況

平成 6年 3月 23日	新規許可
平成 11年 3月 23日	更新許可
平成 16年 3月 23日	更新許可
平成 21年 3月 23日	更新許可
平成 26年 3月 23日	更新許可
平成 26年 3月 24日	変更許可

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印

4 積替え許可の有無 有・無

5 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 | 印



特定有害産業廃棄物の種類

特定有害産業廃棄物で下表の有害物質を含むもの。

- ・表中の「◎」は「積み替え保管を含む。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「○」は「積み替え保管を除く。」で扱うことができるもの。
- ・表中の「-」は扱うことができないもの。

有害物質	特) 燃え殻	特) 汚泥	特) 廃油	特) 廃酸	特) 廃アルカリ	特) 鉱さい	特) ばいじん	特) 13号廃棄物
メチル水銀化合物		-		-	-	-	-	-
水銀又はその化合物		-		-	-	-	-	-
カドミウム又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
鉛又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
有機燐化合物		○		○	○			
六価クロム化合物	○	○		○	○	○	○	-
砒素又はその化合物	○	○		○	○	○	○	-
シアン化合物		○		○	○			
PCB		-		-	-			
トリクロロエチレン		○	○	○	○			
テトラクロロエチレン		○	○	○	○			
ジクロロメタン		○	○	○	○			
四塩化炭素		○	○	○	○			
1,2-ジクロロエタン		○	○	○	○			
1,1-ジクロロエチレン		○	○	○	○			
シス-1,2-ジクロロエチレン		○	○	○	○			
1,1,1-トリクロロエタン		○	○	○	○			
1,1,2-トリクロロエタン		○	○	○	○			
1,3-ジクロロプロペン		○	○	○	○			
チオラム		○		○	○			
シマジン		○		○	○			
チオベンカルブ		○		○	○			
ベンゼン		○	○	○	○			
セレン又はその化合物	-	○		○	○	○	○	-
1,4-ジチオキサン		-	-	-	-		-	-
グアイコニン類	○	○		-	-		○	-

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印



許可番号 00950000284

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏名 鈴木工業株式会社
代表取締役 鈴木 伸彌



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の5第1項の許可を受けた者であることを証する。

栃木県知事 福田 富一

許可の年月日 平成25年 9月20日

許可の有効年月日 平成32年 8月24日



1. 事業の範囲

(1) 営業の範囲

収集・運搬(積替えを除く。)

(2) 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類

① 積替えを除くもの

- ・廃石綿等
- ・その他の特別管理産業廃棄物(※以下のとおり)



区分	有害物質の種類等(○取扱不可:●取扱可能:★限定条件あり)																								
	揮発性	腐食性	水銀	カドミウム	鉛	有機燐	六価クロム	砒素	シアン	PCB	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	ジクロロメタン	四塩化炭素	IⅠジクロロエタン	IⅡジクロロエチレン	IⅢジクロロエタン	チウラム	シマリン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	IⅣジオキサン	ダイオキシン類	
取り扱う特別管理産業廃棄物																									
鉱さい	-	-	-	●	●	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	-	-
廃油	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	-	-	-
廃酸	-	●	-	●	●	●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	-	-
廃アルカリ	-	●	-	●	●	●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	-	-
汚泥	-	-	●	●	●	●	●	●	●	-	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●
燃え殻	-	-	-	●	●	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	
ばいじん	-	-	-	●	●	-	●	●	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	●	

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及びその種類並びに当該場所ごとに積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類

なし

3. 許可の条件

なし

4. 許可の更新又は変更の状況

新規許可 平成 5年 8月25日

更新許可 平成10年 8月25日

変更届 平成15年 6月27日

変更届 平成15年 6月27日

更新許可 平成15年 8月25日

更新許可 平成20年 8月25日

更新許可 平成25年 8月25日

変更許可 平成25年 9月20日

変更届 平成26年 3月19日

取り扱う特別管理産業廃棄物種類の一部廃止
 取り扱う特別管理産業廃棄物の種類の一部廃止

優良認定

取り扱う特別管理産業廃棄物種類の追加
 代表者の変更による届出

5. 積替え許可の有無

有 無6. 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有 無

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当

印

産業廃棄物処分業許可証



住所 仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏名 鈴木工業株式会社
代表取締役 鈴木 伸彌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

仙台市長 郡 和子



許可の年月日 平成27年12月 5日

許可の有効年月日 令和 4年12月 4日

1 事業の範囲

事業の区分

中間処理（脱水、天日乾燥、焼却、中和、破碎、破碎・圧縮固化、破碎・乾燥、分解精製）

産業廃棄物の種類

- 焼却 燃えがら、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず、動物のふん尿、動物系固形不要物
- 脱水 汚泥
- 天日乾燥 汚泥
- 分解精製 廃油（動植物性油脂に限る。）
- 中和 廃酸、廃アルカリ
- 破碎 廃プラスチック類、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず
- 破碎・圧縮固化 廃プラスチック類、紙くず、木くず
- 破碎・乾燥 ガラスくず・コンクリートくず（工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く。）及び陶磁器くず（廃石膏ボードに限る。）

（以上のうち石綿含有産業廃棄物を除き、自動車等破碎物を含む。）

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類	脱水施設（固定式2施設）
設置場所	仙台市宮城野区仙台港北二丁目4番地の3
設置年月日	平成14年12月25日
処理能力	汚泥（有機汚泥） 6.0 0 m ³ /日 (7.5 m ³ /時間×8時間) 脱水機2基 30.0 m ³ /日 (37.5 m ³ /時間×8時間) 30.0 m ³ /日 (37.5 m ³ /時間×8時間)

許可証写し

朱印無きものは無効

令和 4 年 12 月 4 日

鈴木工業株式会社 担当 印

許可年月日 平成14年 9月 6日
許可番号 仙台市（環廃産）指令第5号

設置場所 仙台市宮城野区仙台港北二丁目14番地の3
設置年月日 平成14年12月25日
処理能力 汚泥（無機汚泥） 62.0 m³/日 （7.75 m³/時間×8時間）
脱水機2基
32.0 m³/日 （4.0 m³/時間×8時間）
30.0 m³/日 （3.75 m³/時間×8時間）

許可年月日 平成14年 9月 6日
許可番号 仙台市（環廃産）指令第5号

施設の種類 焼却施設（固定式1施設）
設置場所 仙台市宮城野区仙台港北二丁目14番地の3
設置年月日 平成14年11月20日
処理能力

燃えがら	13.6 t/日	(0.567 t/時間×24時間)
汚泥	13.6 t/日	(0.567 t/時間×24時間)
廃油	12.9 t/日	(0.539 t/時間×24時間)
廃酸	13.6 t/日	(0.567 t/時間×24時間)
廃アルカリ	13.6 t/日	(0.567 t/時間×24時間)
廃プラスチック類	7.46 t/日	(0.311 t/時間×24時間)
紙くず	19.6 t/日	(0.815 t/時間×24時間)
木くず	19.6 t/日	(0.815 t/時間×24時間)
繊維くず	19.6 t/日	(0.815 t/時間×24時間)
動植物性残さ	17.4 t/日	(0.723 t/時間×24時間)
ゴムくず	19.6 t/日	(0.815 t/時間×24時間)
金属くず	2.4 t/日	(0.100 t/時間×24時間)
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	2.4 t/日	(0.100 t/時間×24時間)
動物のふん尿	17.4 t/日	(0.723 t/時間×24時間)
動物系固形不要物	17.4 t/日	(0.723 t/時間×24時間)

許可年月日 平成16年 8月 2日
許可番号 仙台市（環廃指）指令第143号

施設の種類 破碎施設（固定式1施設）
設置場所 仙台市宮城野区仙台港北二丁目14番地の3
設置年月日 平成23年 5月25日
処理能力

廃プラスチック類	23.2 t/日	(2.90 t/時間×8時間)
木くず	13.1 t/日	(1.64 t/時間×8時間)
繊維くず	10.6 t/日	(1.33 t/時間×8時間)
ゴムくず	17.8 t/日	(2.23 t/時間×8時間)
金属くず	21.7 t/日	(2.71 t/時間×8時間)
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず	22.6 t/日	(2.83 t/時間×8時間)

許可年月日 平成23年 5月 7日
許可番号 仙台市（H23環廃指）指令第158号

許可証写し
朱印無きものは無効 年 月 日
鈴木工業株式会社 担当 印

施設の種類 天日乾燥施設（固定式1施設）
設置場所 仙台市宮城野区仙台港北二丁目14番地の3
設置年月日 平成14年12月25日
処理能力 汚泥 44.0 m³/日
許可年月日 対象外施設
許可番号

施設の種類 中和施設（固定式1施設）
設置場所 仙台市若林区卸町東五丁目3番28号
設置年月日 平成14年 3月25日
処理能力 廃酸、廃アルカリ 18.0 m³/日 （2.25 m³/時間×8時間）
許可年月日 対象外施設
許可番号

施設の種類 破碎・圧縮固化施設（固定式1施設）
設置場所 仙台市若林区卸町東四丁目4番25号
設置年月日 平成18年10月24日
処理能力 破碎 廃プラスチック類 1.98 t/日 （0.248 t/時間×8時間）
木くず 2.12 t/日 （0.265 t/時間×8時間）
紙くず 1.49 t/日 （0.186 t/時間×8時間）
圧縮固化 廃プラスチック類、木くず、紙くず
1.68 t/日 （0.210 t/時間×8時間）

許可年月日 対象外施設
許可番号

施設の種類 破碎・乾燥施設（固定式1施設）
設置場所 仙台市若林区卸町東四丁目4番25号
設置年月日 平成18年10月24日
処理能力 破碎 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
16.0 t/日 （2.00 t/時間×8時間）
乾燥 ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず
5.0 t/日 （0.625 t/時間×8時間）

許可年月日 対象外施設
許可番号

施設の種類 分解精製施設（固定式1施設）
設置場所 仙台市若林区卸町東四丁目4番25号
設置年月日 平成18年12月18日
処理能力 廃油 97.8 t/日 （13.971 t/時間×7時間）
許可年月日 対象外施設
許可番号

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

昭和49年	5月10日	新規許可
平成2年	12月5日	変更許可
平成7年	12月5日	更新許可
平成12年	12月5日	更新許可
平成14年	1月15日	変更申出（動物系固形不要物の追加）
平成14年	3月28日	変更許可（廃酸、廃アルカリの中和処理の追加）
平成15年	1月21日	変更許可（焼却処理に燃えがら、紙くず、繊維くず、動物のふん尿の追加。ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずの破碎処理の追加）
平成17年	6月20日	変更許可（破碎処理に繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くずを追加）
平成17年	12月5日	更新許可
平成18年	11月17日	変更許可（破碎・圧縮固化処理、破碎・乾燥処理の追加）
平成19年	1月12日	変更許可（分解精製処理の追加）
平成19年	7月31日	変更届出（破碎・圧縮固化処理のうち二次破碎機除却による処理能力の減少）
平成21年	12月7日	変更届出（焼却施設に係る産業廃棄物処理施設変更許可に伴う焼却施設許可年月日及び許可番号の変更）
平成22年	12月5日	更新許可
平成23年	5月27日	変更届出（破碎施設更新による破碎施設設置年月日、許可年月日及び許可番号の変更）
平成23年	12月22日	変更許可（発酵処理の追加）
平成26年	4月1日	変更届出（代表者変更）
平成26年	11月17日	変更届出（住所表示変更）
平成27年	12月5日	更新許可
令和元年	12月25日	変更届出（発酵施設廃止）

5 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

有



許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当

印

特別管理産業廃棄物処分業許可証



住所 仙台市若林区卸町東五丁目3番28号

氏名 鈴木工業株式会社
代表取締役 鈴木 伸彌

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

仙台市長 奥山 恵美子



許可の年月日 平成25年 6月29日

許可の有効年月日 平成32年 6月28日

1 事業の範囲

事業の区分

中間処理（焼却、中和）

産業廃棄物の種類

焼却 - 燃え殻（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、六価クロム又はその化合物、砒素又はその化合物及びダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

汚泥（水銀又はその化合物、カドミウム又はその化合物、鉛又はその化合物、有機リン化合物、六価クロム又はその化合物、砒素又はその化合物及びダイオキシン類を含むことのみにより有害なものに限る。）

廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限り、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

感染性産業廃棄物

中和 - 廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものに限る、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

廃アルカリ（水素イオン濃度指数12.5以上のものに限る、特定有害産業廃棄物であるものを除く。）

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類の 焼却施設（1施設）

設置場所 仙台市宮城野区仙台北二丁目14番地の3

設置年月日 平成14年11月20日

処理能力 燃え殻 0.54 t/日 (0.09 t/時間×6時間)

汚泥 0.54 t/日 (0.09 t/時間×6時間)

廃油 12.9 t/日 (0.539 t/時間×24時間)

廃酸 13.6 t/日 (0.567 t/時間×24時間)

廃アルカリ 13.6 t/日 (0.567 t/時間×24時間)

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印

許可年月日 感染性産業廃棄物 10.3 t/日 (0.428 t/時間×24時間)
平成16年 8月 2日
許可番号 仙台市(環廃指)指令第143号

施設の種類 中和施設(1施設)
設置場所 仙台市若林区卸町東五丁目3番28号
設置年月日 平成14年 3月25日
処理能力 廃酸 18.0 m³/日 (2.25 m³/時間×8時間)
廃アルカリ 18.0 m³/日 (2.25 m³/時間×8時間)

許可年月日 対象外施設
許可番号

3 許可の条件
なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成 5年 6月29日 新規許可
平成10年 6月29日 更新許可
平成14年 3月28日 変更許可 (廃酸、廃アルカリの中和処理の追加)
平成15年 1月21日 変更許可 (焼却処理に廃酸の追加)
平成15年 6月29日 更新許可
平成16年11月 1日 変更許可 (焼却処理に燃え殻、汚泥の追加)
平成20年 7月17日 更新許可
平成25年 6月29日 更新許可
平成26年 4月 1日 変更届出 (代表者変更)
平成26年11月17日 変更届出 (住所表示変更)

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の提出の有無 有

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印

産業廃棄物処分業許可証

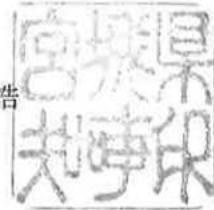
住 所 宮城県仙台市若林区卸町東五丁目3番28号
 氏 名 鈴木工業株式会社
 代表取締役 鈴木 伸彌

法人にあつては、名称
及び代表者の氏名



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩



許可の年月日 平成29年9月20日
 許可の有効年月日 平成36年9月19日

- 事業の範囲

事業の区分 中間処分-造粒固化(移動式), 混練(移動式)

産業廃棄物の種類

(1) 中間処分(造粒固化(移動式))
 汚泥 以上1種類

(2) 中間処分(混練(移動式))
 汚泥, 廃プラスチック類, 金属くず, 鉍さい, ばいじん 以上5種類
 (これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。)

(以下余白)
- 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 中間処分-造粒固化・混練施設(移動式)

設置場所 処理の実施場所: 仙台市を除く宮城県内一円(排出現場内に限る。)
 駐機場: 宮城県仙台市宮城野区仙台港北二丁目14番1, 14番2

設置年月日 平成24年9月19日

処理能力

汚泥 320立方メートル/日(40立方メートル/時間 8時間稼働)

廃プラスチック類 320立方メートル/日(40立方メートル/時間 8時間稼働)

金属くず 320立方メートル/日(40立方メートル/時間 8時間稼働)

鉍さい 320立方メートル/日(40立方メートル/時間 8時間稼働)

ばいじん 320立方メートル/日(40立方メートル/時間 8時間稼働)
- 許可の条件
なし
- 許可の更新又は変更の状況

平成24年9月20日許可
 平成29年9月20日更新許可
- 規則第10条の4第5項の規定による許可証の提出の有無

許可証写し

朱印無きものは無効 年 月 日

鈴木工業株式会社 担当 印



許可番号00470000284

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 宮城県仙台市若林区御町東五丁目3番28号
氏 名 鈴木工業株式会社
代表取締役 鈴木 伸彌
〔法人にあつては、名称及び代表者の氏名〕



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第6項の許可を受けた者であることを証する。

宮城県知事 村井 嘉浩



許可の年月日 平成29年9月20日
許可の有効年月日 平成36年9月19日

1 事業の範囲

事業の区分 中間処分-混練 (移動式)
特別管理産業廃棄物の種類
(1) 中間処分 (混練 (移動式))
別表のとおり。
(以下余白)

2 事業の用に供するすべての施設

施設の種類 中間処分-混練施設 (移動式)
設置場所 仙台市を除く宮城県内一円 (排出現場内に限る。)
設置年月日 平成24年9月19日
処理能力 鉦さい 320立方メートル/日 (40立方メートル/時間 8時間稼働)
ばいじん 320立方メートル/日 (40立方メートル/時間 8時間稼働)

3 許可の条件

なし

4 許可の更新又は変更の状況

平成24年9月20日許可
平成29年9月20日更新許可

5 規則第10条の16第2項の規定による許可証の有効期限は、年 月 日

許可証写し

朱印無きものは無効

鈴木工業株式会社 担当 印

別表

根拠法令	特別管理産業廃棄物	取扱																																																																																																																																																																																																																								
令2の4第1号	廃油(産業廃棄物である揮発油類, 灯油類及び軽油類)	×																																																																																																																																																																																																																								
令2の4第2号	廃酸(水素イオン濃度指数(pH) 2. 0以下のもの)	×																																																																																																																																																																																																																								
令2の4第3号	廃アルカリ(水素イオン濃度指数(pH) 12. 5以上のもの)	×																																																																																																																																																																																																																								
令2の4第4号	感染性産業廃棄物	×																																																																																																																																																																																																																								
	特定有害産業廃棄物																																																																																																																																																																																																																									
	イ 廃ポリ塩化ビフェニル(PCB)等	×																																																																																																																																																																																																																								
	ロ ポリ塩化ビフェニル(PCB)汚染物	×																																																																																																																																																																																																																								
	ハ ポリ塩化ビフェニル(PCB)処理物	×																																																																																																																																																																																																																								
	ニ 廃水銀等	×																																																																																																																																																																																																																								
	ホ 指定下水汚泥	×																																																																																																																																																																																																																								
	ト 廃石綿等	×																																																																																																																																																																																																																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>廃棄物名</th> <th>燃え殻</th> <th>汚泥</th> <th>廃油</th> <th>廃酸</th> <th>廃アルカリ</th> <th>鉍さい</th> <th>ばいじん</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>有害物質名</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>水銀又はその化合物</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>カドミウム又はその化合物</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>鉛又はその化合物</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>有機リン化合物</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>六価クロム化合物</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>砒素又はその化合物</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>シアン化合物</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>PCB</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>トリクロロエチレン</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>テトラクロロエチレン</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ジクロロメタン</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>四塩化炭素</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1, 2-ジクロロエタン</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1, 1-ジクロロエチレン</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>シス-1, 2-ジクロロエチレン</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1, 1, 1-トリクロロエタン</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1, 1, 2-トリクロロエタン</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>1, 3-ジクロロプロペン</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>チウラム</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>シマジン</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>チオベンカルブ</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>ベンゼン</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>セレン又はその化合物</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>1, 4-ジオキサン</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>×</td> </tr> <tr> <td>ダイオキシン類</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>×</td> <td>×</td> <td>—</td> <td>×</td> </tr> </tbody> </table>	廃棄物名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉍さい	ばいじん	有害物質名								水銀又はその化合物	—	×	—	×	×	×	○	カドミウム又はその化合物	×	×	—	×	×	×	×	鉛又はその化合物	×	×	—	×	×	○	○	有機リン化合物	—	×	—	×	×	—	—	六価クロム化合物	×	×	—	×	×	×	×	砒素又はその化合物	×	×	—	×	×	×	×	シアン化合物	—	×	—	×	×	—	—	PCB	—	×	—	×	×	—	—	トリクロロエチレン	—	×	×	×	×	—	—	テトラクロロエチレン	—	×	×	×	×	—	—	ジクロロメタン	—	×	×	×	×	—	—	四塩化炭素	—	×	×	×	×	—	—	1, 2-ジクロロエタン	—	×	×	×	×	—	—	1, 1-ジクロロエチレン	—	×	×	×	×	—	—	シス-1, 2-ジクロロエチレン	—	×	×	×	×	—	—	1, 1, 1-トリクロロエタン	—	×	×	×	×	—	—	1, 1, 2-トリクロロエタン	—	×	×	×	×	—	—	1, 3-ジクロロプロペン	—	×	×	×	×	—	—	チウラム	—	×	—	×	×	—	—	シマジン	—	×	—	×	×	—	—	チオベンカルブ	—	×	—	×	×	—	—	ベンゼン	—	×	×	×	×	—	—	セレン又はその化合物	×	×	—	×	×	×	×	1, 4-ジオキサン	—	×	×	×	×	—	×	ダイオキシン類	×	×	—	×	×	—	×	
廃棄物名	燃え殻	汚泥	廃油	廃酸	廃アルカリ	鉍さい	ばいじん																																																																																																																																																																																																																			
有害物質名																																																																																																																																																																																																																										
水銀又はその化合物	—	×	—	×	×	×	○																																																																																																																																																																																																																			
カドミウム又はその化合物	×	×	—	×	×	×	×																																																																																																																																																																																																																			
鉛又はその化合物	×	×	—	×	×	○	○																																																																																																																																																																																																																			
有機リン化合物	—	×	—	×	×	—	—																																																																																																																																																																																																																			
六価クロム化合物	×	×	—	×	×	×	×																																																																																																																																																																																																																			
砒素又はその化合物	×	×	—	×	×	×	×																																																																																																																																																																																																																			
シアン化合物	—	×	—	×	×	—	—																																																																																																																																																																																																																			
PCB	—	×	—	×	×	—	—																																																																																																																																																																																																																			
トリクロロエチレン	—	×	×	×	×	—	—																																																																																																																																																																																																																			
テトラクロロエチレン	—	×	×	×	×	—	—																																																																																																																																																																																																																			
ジクロロメタン	—	×	×	×	×	—	—																																																																																																																																																																																																																			
四塩化炭素	—	×	×	×	×	—	—																																																																																																																																																																																																																			
1, 2-ジクロロエタン	—	×	×	×	×	—	—																																																																																																																																																																																																																			
1, 1-ジクロロエチレン	—	×	×	×	×	—	—																																																																																																																																																																																																																			
シス-1, 2-ジクロロエチレン	—	×	×	×	×	—	—																																																																																																																																																																																																																			
1, 1, 1-トリクロロエタン	—	×	×	×	×	—	—																																																																																																																																																																																																																			
1, 1, 2-トリクロロエタン	—	×	×	×	×	—	—																																																																																																																																																																																																																			
1, 3-ジクロロプロペン	—	×	×	×	×	—	—																																																																																																																																																																																																																			
チウラム	—	×	—	×	×	—	—																																																																																																																																																																																																																			
シマジン	—	×	—	×	×	—	—																																																																																																																																																																																																																			
チオベンカルブ	—	×	—	×	×	—	—																																																																																																																																																																																																																			
ベンゼン	—	×	×	×	×	—	—																																																																																																																																																																																																																			
セレン又はその化合物	×	×	—	×	×	×	×																																																																																																																																																																																																																			
1, 4-ジオキサン	—	×	×	×	×	—	×																																																																																																																																																																																																																			
ダイオキシン類	×	×	—	×	×	—	×																																																																																																																																																																																																																			
令2の4第5号	へ・ち・る																																																																																																																																																																																																																									
令2の4第6号	ばいじん(輸入廃棄物の焼却施設の集じん施設で集められたもの)	×																																																																																																																																																																																																																								
令2の4第7号	ばいじん・燃え殻(輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の基準に適合しないもの)	×																																																																																																																																																																																																																								
令2の4第8号	汚泥(輸入廃棄物の焼却でダイオキシン類の基準に適合しないもの)	×																																																																																																																																																																																																																								
令2の4第9号	ばいじん(輸入廃棄物)	×																																																																																																																																																																																																																								
令2の4第10号	燃え殻(輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの)	×																																																																																																																																																																																																																								
令2の4第11号	汚泥(輸入廃棄物でダイオキシン類の基準に適合しないもの)	×																																																																																																																																																																																																																								
備考	<p>●鉍さい(廃サンドブラスト材、鉛又はその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)</p> <p>●ばいじん(水銀若しくはその化合物又は鉛若しくはその化合物を含むことのみにより有害なものに限る。)</p>																																																																																																																																																																																																																									



※令：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令
 ※○：取り扱うもの ×：取り扱わないもの